



## 休眠組合の整理について

### Question

中小企業等協同組合法で義務付けられている行政庁への各種届出（役員変更届出、決算関係書類の提出等）を怠ると、休眠組合の整理により、組合が解散の対象となると聞きました。この「休眠組合の整理」とはどのようなものでしょうか。

### Answer

休眠組合の整理とは、行政庁への各種届出を行っていない、税務申告を行っていないなど、その活動が認められない組合に対して、行政庁が解散命令を発し、それを受け、登記官の職権により解散の登記を行うものです。昭和55年の「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行」に伴い、恒久的措置として行われるものであり、中小企業等協同組合法（以下「組合法」）第106条1項及び2項に規定されています。

組合は組合法により行政への決算書類の提出が義務付けられています（右記関係条文参照）。行政庁に対して決算関係書類の提出を怠っていると休眠組合整理の対象となります。尚、役員変更届については組合法第106条1項及び2項に記載はありませんが、組合法第35条の2において提出が義務付けられていますので注意してください。各届出がないことが、即解散につながるわけではありませんが、ここで説明した休眠組合整理の対象となり得ます。

決算関係書類の提出につきましては、下記までご相談ください。また、事業報告書等の決算関係書類の様式は本会ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

福岡県中小企業団体中央会

本 所 電話 092-622-8780  
北九州支所 電話 093-531-0181  
筑後支所 電話 0942-38-1563  
筑豊支所 電話 0948-22-1159

#### ・関係条文（中小企業等協同組合法）

##### （役員変更の届出）

第35条の2 組合は、役員の氏名または住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

##### （決算関係書類の提出）

第105条の2 組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。（2項・3項省略）

##### （法令等の違反に対する処分）

第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。（3項・4項省略）

※協業組合及び商工組合等においても「中小企業団体の組織に関する法律」第5条の23及び第47条により上記が準用されます。